

令和2年度

教育委員会の事務の点検・評価報告書

(令和元年度事業分)

令和2年9月

西条市教育委員会

目 次

1 趣旨	2
2 点検評価の対象	2
3 点検評価の方法	2
4 点検評価結果の構成	2
5 西条市の教育基本方針	4
6 教育に関する事務の管理・執行状況の点検・評価	
(1) 学校教育	5
(2) 社会教育	14
(3) 人権・同和教育	20
(4) 外部評価委員の意見、評価	23
7 資料	
(1) 教育委員会開催状況	24
(2) 議案処理状況	24
(3) 学校訪問等活動状況	24
(4) 教育財政状況	26
(5) 関係法令	27

1 趣旨

西条市教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、効果的な教育行政の推進に資するとともに、その結果に関する報告書を作成し、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進します。

2 点検評価の対象

点検評価の対象は、「西条市の教育基本方針」に基づく、令和元年度の学校教育、社会教育、人権・同和教育の重点目標とします。

3 点検評価の方法

- (1) 点検評価に当たっては、施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を明らかにするため、毎年1回実施します。
- (2) 「外部評価委員会」を設置して、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図り、点検評価の客観性を確保します。(令和2年8月11日に外部評価委員会を開催)

【西条市教育委員会外部評価委員】

委員長	伊藤 俊
副委員長	目見田 康介
委員	高橋 典正
委員	高瀬 昌典
委員	久保 浩治

4 点検評価結果の構成

(1) 項目

令和元年度「教育基本方針」の推進目標を達成するための重点目標である8項目について、基本施策ごとに点検評価します。

(2) 取組状況等

- ア 基本施策を達成するための方向性を示します。
- イ 令和元年度に実施した主な取組を示します。
- ウ 基本施策の進捗状況を記載するとともに必要に応じ目標と実績を

まとめています。

(3) 今後の課題と取組の方針

今後の取組を進めるまでの課題と方針を示しています。

(4) 外部評価委員の意見、評価

外部評価委員会での主な意見及び評価について掲載しています。

(5) 評価

取組状況ごとに目標を定め、その進捗状況及び達成度等から得た成果について点検・評価しています。また、新規の事業や業務内容等については、比較検討が可能な他の継続事業等の達成度等を参考とし、それぞれの目標に対する成果を点検・評価することで、西条市教育委員会の学校教育、社会教育、人権・同和教育における基本施策ごとに5段階の評価を実施しました。

評価基準	
段階	評価内容
A	目標とする成果を大きく上回った
B	目標とする成果をやや上回った
C	概ね目標とする成果であった
D	目標とする成果をやや下回った
E	目標とする成果を大きく下回った

5 西条市の教育基本方針

西条市の将来都市像である「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」の実現に向け、教育環境の整備充実を図り、豊かな心をはぐくむ教育・文化を実感できるまちづくりを推進する。

—推進目標—

- 1 学校・家庭・地域が連携・協働し、知・徳・体のバランスのとれた「心豊かにたくましく生きる西条っ子の育成」に努める。
- 2 I C Tを効果的に活用した「学びあい学習」、防災教育、コミュニケーション教育などの特色ある教育活動や教職員の業務改善を推進し、基礎・基本の定着を図るとともに、教育の質の向上に努める。
- 3 世代に即した生涯にわたる学習活動の充実と地域活動への参加の拡大を図るとともに、生涯学習環境の整備に努める。
- 4 地域の安全・安心に資する事業展開により、地域社会・家庭の教育力及び危機管理意識の向上に努める。
- 5 自然を守り育て、郷土を愛する教育の推進に努める。
- 6 文化に対する市民意識の高揚を図り、郷土の先人を顕彰するとともに、貴重な文化財・歴史民俗資料などの保護と有効活用に努める。
- 7 部落問題をはじめ、あらゆる人権問題に関する学習機会の提供を通じて、正しい理解と認識を培い、市民の人権が真に尊重される差別や偏見のない社会の形成に努める。

学校教育

6 教育に関する事務の管理・執行状況の点検・評価

重点目標1 「ともにつくり、みんなが育つ学校」の創造

基本施策	取組状況等	評価
(1) 一人一人の子どもを大切にする学校 保護者、地域、関係機関と連携・協働して一人一人の子どもを大切にする教育を推進する。	<p>【取組状況】</p> <p>(人権・同和教育の推進) : B</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての小・中学校で、人権対策協議会西条支部役員を招き、「差別の現実に学ぶ」研修会を開催した。 各学校の課題に応じて重点的に取り組むテーマを決め人権・同和教育3か年計画の下、人権・同和教育を推進した。 外部講師を招いて「性的マイノリティ」に関する研修を行い、各学校の人権・同和教育の核となる教員の指導力の向上に努めた。 令和元年度東予地区人権・同和教育研究協議会の会場校として西条市立多賀小学校、西条市立東予東中学校で、授業公開を行い成果をあげた。 <p>(生徒指導の充実) : B</p> <ul style="list-style-type: none"> 「西条市いじめSTOP小・中学生会議」を開催し、市内14小学校、5中学校の代表児童生徒が参加した。参加児童生徒は、2校の発表をもとに意見交換をしたり、中学校区別で小・中の代表が話し合ったりして、多くの積極的な考えに触れ、いじめ撲滅に関する自校の取組の推進に貢献した。また、人権擁護委員10名がアドバイザーとして、話合いに参画していただいた。 ハートなんでも相談員や不登校対策非常勤講師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携により、校内生徒指導体制を充実させた。 中・高生徒指導主事連絡会や青少年育成センター、警察等関係機関との生徒指導に関する情報交換を行ったり、連携を図ったりした。中学生と高校生が協力して朝の登校指導及び挨拶運動(CAP)を計画的に実施した。 <p>(特別支援教育の推進) : B</p> <ul style="list-style-type: none"> ウイングサポートセンター発達支援担当専門員の活動をサポートし、就学指導の常時相談体制を充実させた。このことにより就学先の特別支援教育コーディネーターとも連携が図られ、就学先の見学もスムーズに行うことができるようになってきている。保護者、就学先の学校ともに適切な就学相談活動ができるようになった。 特別支援教育スーパーバイザー派遣事業では、授業参観を行った後の事例研修や講演会を通して、特別支援教育に関する知識理解が深まった。また、特別支援教育コーディネーターが中心となり、事例研究や障がい種別研修会、ウイングサポートセンター発達支援担当専門員を招へいした研修を積極的に実施して、校内教育支援委員会が充実したものになった。 愛媛県知的障がいに対する通級による指導実践研究指定校の西条市立小松小学校の実践発表会があり、大きな成果をあげた。 	B

学校教育

	<p>【今後の課題と取組の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「差別の現実に深く学ぶ」校内研修の充実 ・ 「性的マイノリティ」に関する取組や研修会の更なる工夫 ・ 関係諸機関と連携をした特別支援教育の更なる充実 	
(2) 子どもの成長を支える家庭や地域との連携・協働 学校や子どもの様子について積極的に情報発信するとともに、子どもの成長につながるよう地域の人的・物的資産の有効活用を図る。	<p>【取組状況】</p> <p>(家庭・地域への積極的な情報発信) : A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校のホームページの充実を図るとともに報道機関との連携を密にし、多角的な情報発信に努めた。 ・ 不審者情報については、学校、警察、西条市PTA連合会が連携し、連絡メールサービスなど、ICTを活用することで広域かつ迅速に保護者や地域の方々にも情報提供し、児童生徒の見守りを強化した。 ・ コミュニティ・スクールに向けて、準備を始めた。 <p>(家庭・地域との連携強化) : A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評議員制度を活用し、課題に応じて評議員からの意見を求め、学校運営に反映させるよう努めた。 ・ 総合的な学習の時間において、福祉教育や勤労生産学習の講師を地域の方に依頼した。 ・ 市PTA連合会、健全育成協議会等と連携し地域ごとに、学校と保護者・地域で児童生徒を見守る活動の充実に努めた。 ・ 地域人材を活用した学校・家庭・地域連携推進事業を実施した。 ・ 各小・中学校では、地域未来塾等、公民館・地域と連携した事業を地域統括コーディネーターと共に実施することができた。 <p>【今後の課題と取組の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信の時の情報の精選と正確な発信の検討 ・ 地域の人的・物的資源の発掘と更なる有効活用のための仕組みづくり 	A

学校教育

<p>(3) 教師力の向上と学校力の充実</p> <p>教職員の学習指導や生徒指導の力を向上させるとともに、教育目標を具現化するためにチームとして取り組む学校づくりを推進する。また、児童・生徒が安全で安心な学校生活ができる教育環境の整備・充実に努める。</p>	<p>【取組状況】</p> <p>(学校マネジメント力の向上) : A</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての学校が、自校の教育理念や教育目標、経営方針を明確に示したグランドデザインを作成し、地域・保護者・関係機関等に周知しながら、地域の実情に応じた創意ある教育課程の編成・実施に努めた。 また、全ての学校が学校評価を実施し、校長のリーダーシップの下、全教職員が共に学校改善のためのマネジメントの見直しを行った。 <p>(教職員の資質能力の向上) : B</p> <ul style="list-style-type: none"> 各校で、授業評価システムを組織的・継続的に活用し、授業改善に努めるなど、教職員の授業力向上を図った。 各校の教育理念や教育目標、経営方針を明確化し、教職員一人一人の危機管理意識を高めたり、服務規律を徹底したりする研修を各校で継続的に実施した。 <p>(教育環境の整備・充実) : A</p> <ul style="list-style-type: none"> 各校で、危機管理マニュアルの見直しを行うとともに、避難訓練を毎月一回実施するなど充実を図った。 児童生徒をまもり育てる協議会を開催し、地域や関係機関等との連携を図りながら、安全・安心な学校づくりを進めた。 全ての学校において I C T を活用することができる教育環境を整えた。 I C T を活用した校務支援システムを有効活用することにより、校務の効率化を図り、教職員が子どもと向き合う時間の確保に努めた。 スマートスクール実証事業で校務系システムと学習系システムを連携したデータ可視化システムを構築し課題解決のための授業改善に努めた。 12月に発表されたG I G A スクール構想により、一人1タブレットの整備が進んでいる。 耐震強度が不足し、老朽化が著しい屋内運動場について改築を行った。また、危険性が高いブロック塀を撤去し、安全なフェンスに改修を行ったほか、小・中学校・幼稚園の教室において、空調設備の整備が完了するなど、安全・安心な教育環境の整備を推進した。 <p>【今後の課題と取組の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種研修会の充実 全小・中学校における I C T を効果的に活用した各校の特色を活かした「学びあい学習」の推進 学校施設の計画的な改修及び維持管理 新型コロナウイルス対応と新しい学校の生活様式の定着 	A
--	--	---

学校教育

重点目標 2 知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成

基本施策	取組状況等	評価
(1) 確かな学力の定着と向上 基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、学んだことを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、自ら進んで学習に取り組む態度を育成する。	<p>【取組状況】</p> <p>(学習指導要領の趣旨を踏まえた「わかる・できる・楽しい」授業の創造) : B</p> <ul style="list-style-type: none"> 全小・中学校で「学びあい学習」を取り入れた授業改善を推進した。特に中学校においては、市内全中学校で公開授業を行い、「学びあい学習」の定着を図った。 市内の小学校9校・中学校9校へスーパーバイザーを招聘し「学びあい学習」の研究授業を実施した。 小学校4・5年、中学校1年を対象として市内一斉に総合学力調査を実施した。得られた結果から各学校の課題を明確にして、その対策を立て、児童生徒への補充的・発展的な指導や個に応じた指導を徹底し、学力の定着・向上を図った。 A L Tや外部講師を積極的に活用し、創意ある授業を展開した。 社会科副読本等、地域や児童・生徒の実態に応じた教材を積極的に活用した。 I C Tを活用したり、授業のユニバーサルデザイン化を図ったりして、よく分かる意欲的に取り組める授業づくりに取り組んだ。 <p>(言語活動の充実) : B</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領で求められている言語の力を育むため、授業公開を行うなどして、積極的に校内研修を実施した。 市内の各教科部会における研修で、知識・技能を活用してレポートの作成や論述を行うなど、思考力や表現力、判断力を養う学習の大切さについて共通理解を図り、授業実践に努めた。 <p>(家庭との連携による学習習慣の定着) : B</p> <ul style="list-style-type: none"> 各校で学力の定着・向上を図るために、家庭学習の仕方について、手引書を作成・配付した。また、有効活用を図るための手引書の使い方等について保護者へ説明を行った。 <p>【今後の課題と取組の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校での学習指導要領の完全実施 令和3年度中学校での学習指導要領の完全実施への移行 新型コロナウイルス感染症対応 教職員の授業力の向上を図り、児童生徒の学力の向上を目指すための、I C Tを効果的に活用した「学びあい学習」の一層の推進 愛媛学びの森学習支援サイトの積極的な活用による児童生徒の学習習慣の確立 教育心理検査を実施・考察し、学力向上に繋がるよりよい学級づくりに活用 確かな学力の定着と向上のための効果的な取組についての情報交換 言語活動の充実のためのより効果的な校内研修の実施 家庭学習の重要性や学習の仕方についての啓発活動の一層の充実 	B

学校教育

<p>(2) 豊かな心の育成</p> <p>豊かな体験を通して、生命を尊重し、感動する心、礼儀や規律を重んじる心を育成する。</p>	<p>【取組状況】</p> <p>(自己を見つめ生き方を考える道徳教育の推進)： A</p> <ul style="list-style-type: none">各校の道徳教育推進教師を中心に、指導体制を充実させ、学校の教育活動全体で行う道徳教育を推進した。特別の教科道徳の指導の充実に向けて授業改善を図り、道徳教育の充実に努めることができた。 <p>(優れた芸術や伝統文化、異文化に触れる活動の充実)： B</p> <ul style="list-style-type: none">文部科学省が行う子どもの文化芸術体験事業に積極的に取り組み、派遣事業では1校212名、巡回事業では6校1,335名の児童が優れた文化・芸術に触れることができた。中学3年生16名をニュージーランドへ派遣し、ホームステイや現地の中学生との交流を行い、生きた英語学習や貴重な体験をすることができた。学びたいという意欲を重視するため、面接を行い人選を行った。また、要保護家庭、準要保護家庭の生徒に配慮をし、応募しやすい体制を整えた。 <p>(ふるさとを愛する心を育てる教育の推進)： B</p> <ul style="list-style-type: none">各校で地域の歴史等を学び、伝統文化の大切さを再確認した。各校で実施した西条市の偉人についての学習を基に、代表児童生徒による作文集を作成して、地域を愛し誇りに思う心を育てると共に、自己の生き方を考えることができた。 <p>【今後の課題と取組の方針】</p> <ul style="list-style-type: none">A L Tの配置の見直しと国際理解教育の一層の推進道徳性を養う地域教材の開発地域の伝統芸能の積極的な伝承中学校での特別の教科道徳の指導の充実	B
--	---	---

学校教育

<p>(3) 健やかな体の育成 生涯を通じて活力ある生活を送るための基礎となるたくましい体を育成する。</p>	<p>【取組状況】</p> <p>(体力つくりの推進) : B</p> <ul style="list-style-type: none"> 市小学校体育連盟研究部員等を対象に愛媛大学から講師を招き定期的に研修会を開催し、教職員の指導力向上を図った。 水泳や陸上記録会等を機会として体力向上を目指した取組が行われた。 中学校の運動部活動に対し、各種大会参加に係る費用の補助を行い、部活動の振興に努めた。 新体力テストの結果を分析し、全ての学校で策定した「体力アップ推進計画」にその方策を盛り込み、実践した。 <p>(食育の推進) : B</p> <ul style="list-style-type: none"> 給食を教材として、地産地消に取り組むことの大切さや地場産品についての学習を行った。 食育関係団体等の協力の下、市内の学校から 12 チームが参加して、地元産食材を使用した「学校給食レシピコンクール」を実施した。また、親子で市内農場を見学して収穫体験を行い、その食材を使用して料理教室を行う「旬菜めぐり」を実施するなど、体験的な食育活動を行った。 <p>(学校給食における運営等の検討) : B</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校給食関係者、保護者及び学識経験者等で「西条市学校給食運営検討委員会」を組織して、学校給食における施設整備や運営のあり方について、検討を開始した。 <p>(規則正しい生活習慣の確立と薬物乱用防止教育等の推進) : B</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則正しい生活習慣の確立のため、「早寝・早起き・朝ごはん」のキャッチフレーズのもと、児童生徒や保護者・地域への啓発を行った。 学校薬剤師や保健所、警察等関係機関の協力を得て、薬物乱用防止教室を開催し、タバコや危険ドラッグについて、理解を深めた。 <p>【今後の課題と取組の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> えひめ愛顔のジュニアアスリート発掘事業への積極的な参加 保護者や地域に対する食育の啓発活動の充実 規則正しい生活習慣の確立における、家庭や地域への啓発活動の強化 令和 6 年度までに、新体力テストにおいて県内トップクラスの実現 東京オリンピック・パラリンピックへの啓発事業の一環として、西条市立河北中学校と西条市立橘小学校が指定校。 今後の動向を見極めながらの啓発 新型コロナウイルス感染症対策 	B
---	--	---

学校教育

重点目標3 西条市の特色ある学校教育の取組の推進

基本施策	取組状況等	評価
(1) I C Tを効果的に活用した「学びあい学習」の推進～問題の発見や解決に向けた主体的・対話的で深い学びの実践～ 学習意欲を高め、基礎的な知識・技能の確実な定着や問題解決能力の育成を図るため、主体的・対話的で深い学びを実現するとともに、I C Tを効果的に活用した「学びあい学習」を推進する。	<p>【取組状況】 (西条っ子学びの向上推進事業) : B <ul style="list-style-type: none"> 市内小・中学校における「学びあい学習」の実践研究をさらに進め、教職員の授業力の向上を図りながら児童生徒の学力向上を図った。 市で実施する学力診断調査の結果を分析し、各校の課題を明確にして、その対策を立て、個に応じた指導等を徹底し、学力の定着・向上を図った。 (小・中学校 I C T教育推進事業) : B <ul style="list-style-type: none"> 市内全小・中学校に設置された電子黒板をはじめとするI C T機器類及び校務支援システムを有効活用するための支援・研修体制を整えた。 I C Tを有効に活用することで、子どもたちの学力の向上及び教育の質の向上を図るとともに、校務の効率化を図ることで教職員が子どもたちと向き合う時間を創出するとともに、教職員の負担軽減に努めた。 (I C Tを活用したスマートスクール実証事業) : B <ul style="list-style-type: none"> モデル校の神戸小学校、壬生川小学校及び西条東中学校を中心とし、教育の情報化にかかる先端的な検証を継続して行った。(実証期間：平成29～令和元年度) 「小・中学校 I C T教育推進事業」の実施に伴い、全ての小・中学校の教職員にI C Tの利活用が十分に行き渡るよう、必要な研修・指導に努めた。 (人口減少社会におけるI C Tの活用による教育の質の維持向上を図る「西条市モデル」の定着と普及) : A <ul style="list-style-type: none"> 人口過少地域にある小規模校が抱える課題をI C Tによって軽減・解消することを目指し、学校間の教室をWEB会議システム等で結び、大画面のスクリーンを利用して一つの授業を行った。本事業により生まれる効果・価値を見出しながら、子どもたちの学びの充実を図り、教育の質の維持・向上を図った。 (実証校：田滝小学校、徳田小学校、田野小学校、丹原小学校) 【今後の課題と取組の方針】 <ul style="list-style-type: none"> 教育の情報化による子どもたちの学力の定着と向上 21世紀型スキルを効果的に育成するため、神戸小学校で検証を行ったタブレット等の全校展開 次期学習指導要領の全面実施(令和2年度小学校、令和3年度中学校)を控え、国が定める整備目標の早期達成 </p>	B

学校教育

<p>(2) 防災教育の充実・発展</p> <p>安全・安心な学校・地域をつくるため、防災教育の充実・発展を図りながら、防災人づくりを推進する。</p>	<p>【取組状況】</p> <p>(12歳教育推進事業) : A</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども防災サミット（第1回各小学校代表児童54名、第2回各中学校区の小学校6年生と中学校2年生参加）と防災キャンプ（代表児童54名参加）を実施し、学校・地域で活躍できる未来のリーダー育成を図った。 各校で第1回防災サミットや防災キャンプに参加した代表児童が中心となって、各小学校で創意工夫した防災教育の実践がなされた。 <p>(中学校における防災教育の推進) : A</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2回子ども防災サミットは中学校区ごとに開催し、小学6年生と中学2年生が合同で各中学校区の実情に応じた防災教育を実施した。 12歳教育担当者会を年間計画に位置づけ、各校の12歳教育担当者の指導力向上に努めた。 <p>【今後の課題と取組の方針】 A</p> <ul style="list-style-type: none"> 12歳教育推進事業の効果の検証と見直し 地域を巻き込んだ防災教育の充実・発展 	A
<p>(3) コミュニケーション能力の育成</p> <p>豊かな感性や社会性、自分の思いを伝える力、他者の考えを受け入れる力、よりよい集団やコミュニティをつくるとする意欲等を育むため、コミュニケーション教育を推進する。</p>	<p>【取組状況】</p> <p>(文化芸術による子どもの育成事業) : B</p> <ul style="list-style-type: none"> 西条市がコミュニケーション能力の育成を目的として、積極的に取り組んでいる「コミュニケーション教育推進事業」では、芸術家集団による創作活動を取り入れたワークショップ型の授業を行っており、令和元年度は8校で実施した。 <p>【今後の課題と取組の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション教育の成果と課題の把握と更なる充実 	B
<p>(4) 幼・保、小、中、高の連携・協働 協力体制の確立</p> <p>心身の調和のとれた発達を促し、人間性の基礎を培う教育を推進するため、幼・保、小、中、高の連携を強化する。特に、小学校から中学校の義務教育9年間において、学びの連続性を重視した教育を実現する。</p>	<p>【取組状況】</p> <p>(学校等連携推進事業) : B</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校区ごとのテーマによる講演会、指導方法の研修、出前授業、体験入学、授業交流、合同職員研修、学力向上の取組、部活動体験、環境改善活動、郷土の歴史や文化財についての学習など、独自性のある活動を行った。 幼稚園・保育園からの円滑な義務教育への移行、また、義務教育9年間を見通した指導観の共通理解や継続指導等を行った。 進路指導及び生徒指導面での小・中・高の連携を図ることができた。 <p>【今後の課題と取組の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼・保、小、中、高の教職員の連携の更なる充実 	B

学校教育

<p>(5) 業務改善の推進</p> <p>教職員一人一人の意識改革を促すとともに、誇りや情熱をもって働く教育環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスを実現しながら、子どもとじっくりと向き合う時間を十分に確保することによって、教育の質の保障・向上につなげる。</p>	<p>【取組状況】</p> <p>(学校現場における業務改善加速事業) : C</p> <ul style="list-style-type: none">平成31年4月17日「西条市立小・中学校業務改善宣言」を平成31年度西条市教員総会において全員で宣言し、業務改善への意識高揚を図った。ICT機器を活用し、教材準備等の時間の短縮や効率化を図ったり、校務支援システムを導入し、校務の効率化を図ったりした。また、ペーパーレス化を図ることで職員会議等の効率化を図ることができた。「部活動に関する基本方針」を制定し、休養日を週当たり3日以上、少なくとも平日1日、土日1日以上設けることにし、活動時間は3時間程度、休業日や土日は3時間程度にし、教職員の負担軽減を図ることができた。 <p>【今後の課題と取組の方針】</p> <ul style="list-style-type: none">教職員の業務分担の抜本的な見直しと、更なる効率化・適正化の推進	C
--	--	---

社会教育

重点目標 1 地域に根差した生涯学習活動の推進

基本施策	取組状況等	評価
(1) 地域づくり・人づくり・つながりづくりを目指した社会教育の推進 市民の学習ニーズや地域課題等を的確に捉え、地域の自主性・主体性を生かした地域密着型の生涯学習を推進する。	<p>【取組状況】</p> <p>(多様な学習機会の提供と自主学習の支援) : B</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の多様な学習ニーズに対応するため、市民大学 6 講座を計 30 回開催し、延べ 770 名が受講した。 市民大学卒業式記念講演会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。 公民館人権同和教育活性化事業として、人権・同和教育に関する学習会の開催や標語の掲示、チラシの配布などを行った。 全公民館で計 686 サークルが活動を行い、活動場所の提供や、サークル活動の紹介等を支援した。 公民館フェスティバルを中央公民館で開催し、2,394 名の来場のもと、作品展示や芸能等の披露が行われ、公民館活動の魅力発信と学びの交流を深めた。 子ども読書活動推進に向け、市 PTA 連合会が研修会を実施した。西条、国安、吉井の 3 地区における各読み聞かせボランティアの実践発表や県立図書館職員による「子ども本をつなぐ」と題した講演を行い、延べ 113 名が参加した。 <p>(地域密着型の生涯学習の推進) : A</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域密着型の公民館運営を行うため、常勤館長を 17 公民館に配置した。 公民館協力委員会を全ての公民館で開催し、公民館事業を通じた地域ネットワークの強化に努めた。 文化祭や運動会をはじめとする地域行事において、公民館と自治会や学校及び地域団体の連携に努めた。 山間部では、集会所への出前講座の実施や高齢者へのミニディイサービスなど、地域の実情に応じた取組を行った。 モデル地区 5 地区（橘・大町・国安・小松・田滝）、推進地区 5 地区（氷見・多賀・田野・加茂・徳田）において、公民館を拠点に各種団体が連携し、地域住民主体の新たな地域づくりの仕組みとしての地域自治組織づくり及び活動推進に取り組んだ。 地域自治組織の設立・運営支援のため、2 公民館に地域づくり支援員を配置した。 婦人会、PTA、愛護班、文化協会、ボーイスカウトに活動補助金を交付するとともに、各種事業を共催・後援し、組織の円滑な運営及び活動の支援を行った。 市内 8 校区（西条、神押、大町、玉津、飯岡、橘、楠河、石根（3 回）延べ 10 回）で婦人会による子ども食堂を実施した。 <p>(「学びと活動の循環」による地域づくりの実現) : B</p> <ul style="list-style-type: none"> 公民館フェスティバルにおいて、橘公民館が「橘公民館と地域づくり」、小松公民館が「小松地域未来塾と地域連携事業」についての活動実践事例報告を実施した。 自らの学びを活かす場として、「放課後子ども教室」の実施及び「地域未来塾」「土曜教育」の拡充に努めた。 	B

社会教育

	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティスクールマイスターのヒアリングを学校教育課職員等と受け、導入に向けて質疑や意見交換が行われた。 ・ 地域の伝統行事や文化祭、運動会等において、ボランティアの積極的な参画を得て、企画・運営することができた。 ・ 「西条市地域コミュニティ基本指針」の実現に向け、「これからの地域づくりに向けた公民館のあり方基本指針」策定のため、情報収集や関係者との協議など準備作業を行った。 <p>【今後の課題と取組の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「これから地域づくりに向けた公民館のあり方基本指針」の策定と公民館職員における共通理解の醸成 ・ 地域課題の発見・解決に取り組む公民館活動の推進 ・ 地域自治組織づくりと連携した活動支援や学習機会の提供 ・ N P Oや民間事業者等の多様な主体との連携・協働による地域ネットワークの強化 	
(2) 社会教育活動の基盤整備	<p>【取組状況】</p> <p>(活動拠点としての社会教育施設の基盤整備) : A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館の耐震化を図るため、中央・加茂公民館の耐震改修工事を実施した。 ・ 神押・多賀公民館等の空調設備の更新や修繕、各種備品の新設・更新を行うとともに、各施設の点検・清掃などを実施し、利便性及び安全性の確保に努めた。 ・ これまでA E D設置施設が近隣にあることなどでA E Dが未設置であった公民館にA E Dを設置し、非常時に迅速な対応がとれるようになった。 ・ 8 公民館の洋式便座に温水洗浄便座を計 14 台設置し、快適な利用環境の整備を図った。 ・ 飯岡公民館の外壁防水塗装修繕等の修繕を行った。 <p>(学習環境の充実) : B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央公民館において公民館運営審議会を年3回開催し、公民館事業の企画・実施に関する協議・審議を行った。 ・ 隔月で館長会・主事会を開催し、中央公民館を中心とした公民館相互の連携強化に努めた。 ・ 県等が実施する研修会に公民館担当職員を派遣するとともに、館長会・主事会で研修を実施し、職員の資質向上に努めた。 ・ 公民館だよりや文化祭等の情報を市ホームページに掲載するほか、市フェイスブックを活用し積極的な情報発信を行った。 ・ 公民館等施設からの推薦により市生涯学習推進講師を登録するとともに、登録名簿を各施設で共有し各種事業に活用した。 <p>(地域における危機管理意識の向上) : B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館を地域防災の拠点と位置付け、地域団体と連携のもと避難訓練や防災講座を実施した。 ・ 公民館だより等を活用して、地域防災意識の啓発や自主防災組織率の向上に取り組んだ。 	B

社会教育

	<p>【今後の課題と取組の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館へ温水洗浄便座の整備 ・ 公民館・社会教育施設のエアコン更新 ・ 地域づくり支援ための公民館運営体制の強化 ・ 博物館等社会教育施設の分野別収蔵や施設再編による利活用の検討 ・ 防災をテーマとした公民館講座の開設等による防災人づくりの推進 	
(3) 図書館のサービス機能の充実と利用促進	<p>【取組状況】</p> <p>(人づくり・まちづくり・情報発信の拠点) : B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各館が市民生活に役立つ図書館として資料の収集に努め、令和元年度は寄贈図書も含めて 26,350 冊の図書整備を行った。 ・ 市内図書館図書を一括に利用できるよう、図書の相互補完として 77,291 冊の図書を循環した。 ・ 市内 4 図書館より離れた地域に住む方々に継続した図書の提供ができるよう、移動図書館車の運行し、7,973 冊の利用があった。 ・ より良い家庭環境の創出ができるよう、家族での利用の促進を目的とし、児童図書の充実に努め 6,915 冊の増加を図った。 ・ 各図書館共に地域的特色や課題に関する郷土資料の収集に努め 1,404 冊の新たな資料・図書の収集を行った。 ・ ハローワークの求人情報を掲示するほか、西条図書館では起業や個人のスキルアップに関する専門コーナーを設け、ビジネス支援に関する情報の提供に努めた。 ・ 専門家を招き郷土の偉人を顕彰する講演や展示を実施し、情報発信を行った。 <p>(サービス機能の充実) : B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちに直接、本を読むことの大切さ楽しさを伝えるために、図書館職員が小学校へ出向き、ブックトークを 14 回開催した。 ・ 子どもたちが図書に触れる機会を増やすために、小学校へ移動図書館車を巡回し、3,044 冊の図書利用があった。 ・ 3か月検診の場を利用し、乳幼児からの読書習慣を身につけてもらうために、本を通した保護者と子どもたちとのスキンシップを知ってもらうブックスタート事業を 726 名に実施した。 ・ 幼児期へと発達する段階の子どもたちに本を楽しんでもらえるよう、職員やボランティアによるお話し会や自ら考え作る楽しさを体験する工作教室を実施した。 ・ 読み聞かせボランティア育成のための紙芝居読み聞かせ講座を開設した。 ・ 市内高等学校へ出向き、保育事業前の生徒を対象とした実技指導や、図書館の使い方講座を実施した。 <p>(持続可能な図書館運営マネジメントの検討) : A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度の利用状況の検証を元に、利便性を最大限維持した上での効率的な運営体制を検討し、令和 2 年 4 月より実施できるよう準備を行った。 	B

社会教育

	<p>【今後の課題と取組の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新体制への円滑な移行 ・ 市民生活に役立つ蔵書の充実 ・ 郷土資料の収集・整理・公開 ・ 学校と連携した子どもの読書推進活動の充実 	
--	--	--

重点目標 2 家庭・地域の教育力の向上

基本施策	取組状況等	評価
(1) 豊かな心をもった青少年の育成 子育ての原点である家庭に、教育力の向上を促し、学校・家庭・地域社会と関係団体が一体となって、社会性・協調性・豊かな心を持った青少年の育成を図る。	<p>【取組状況】</p> <p>(家庭教育力の向上) : B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校で開催する子育て学習講座（延べ 59 講座、参加者 6,547 名）へ講師を派遣し、保護者・教職員等の学習を支援した。 ・ 第 15 回西条市 P T A 大会が「新しい時代を 愛顔であゆむ PTA」をスローガンに、延べ 1,190 名の参加のもと丹原文化会館で開催された。子どもたちを取り巻くインターネット環境への理解と子どもたちとのコミュニケーションの取り方に主軸を置いた講演会の開催を計画し、LINE オフィシャルインストラクター福泉敏子氏による参加型講演「楽しいコミュニケーションを考えよう！家庭での対話編」、菊池道場の菊池省三氏による講演「コミュニケーションあふれる毎日を」を行った。 <p>(地域社会が育む青少年の健全育成) : A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後や週末等における子どもたちの安全で安心な活動場所の提供を目的に放課後子ども教室を 23 教室開設し、児童クラブと連携を図りながら体験活動や学習活動を実施した。 ・ 地域未来塾 15 教室を開設し、学習支援を行った。 ・ 土曜日等における魅力あるプログラムの取組を支援する土曜教育を 6 教室開設し、小学生対象の美術、水泳、バドミントン、陸上、金管、高校生及び地元小学生対象の里山生活体験等を実施した。 ・ P T A 等が親子のふれあいを目的として行う体験活動について、32 事業を支援し 2,761 名の参加があった。 ・ 公民館における 3 泊 4 日の共同生活で、通学や体験活動を経験する通学合宿事業を、学校・保護者・婦人会等が連携・協力のもと 5 校で実施し、466 名の参加があった。 ・ 地域愛護班、青少年健全育成協議会等の活動を支援し、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりに努めた。 ・ 成人式を実施し、西条地域 440 名、東予・丹原・小松地域 399 名、合計 839 名の参加があった。 <p>【今後の課題と取組の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校との連携による子育て学習講座の充実 ・ 親子ふれあい交流体験事業や通学合宿事業の支援 ・ 放課後子ども教室、地域未来塾、土曜教育の持続的・安定的な運営のための人材確保 ・ 学校・地域との協働活動の基盤づくり 	A

社会教育

重点目標3 地域文化の継承・形成と歴史文化の保全・活用

基本施策	取組状況等	評価
(1) 地域に根差した市民文化の振興 ふるさとの自然と文化を愛する心を培い、文化会館や公民館をはじめ生涯学習施設の活用を図り、各種文化団体や自主的サークルの育成と芸術文化の振興に努めるとともに、郷土の歴史及び文化に対する認識向上を図る。	<p>【取組状況】</p> <p>(団体育成と芸術文化の振興) : A</p> <ul style="list-style-type: none"> 西条市文化協会会員や学校の児童生徒を対象とし、芸術文化活動に功績のあった功労者を表彰した。(功労賞4名 奨励賞8名・6団体) 伝統民俗芸能の保存・活用に取り組む各地域伝統芸能保存団体(4団体)の活動を支援した。 市民の演劇文化醸成を図るため、4回目の実施となる「西条市坊っちゃん劇場アカデミー」を開講し、「第71回西条地域秋季市民芸術文化祭」においてその成果を披露した。 全国規模の合唱コンクールに出場する市内各学校の合唱部に対して外部講師による指導を行う「西条市コーラスアカデミー」を実施した。 各地域文化協会主催の文化祭・美術展を共催した。 各種文化団体(謡曲、囲碁、短歌等)が主催する大会を共催、後援し、市民の参加促進を図った。 五百龜記念館、考古歴史館、生涯学習の館等において市民に作品展示の場所を提供するなど、文化芸術活動を支援した。 2020年東京オリンピック・パラリンピックにおけるオーストリア共和国のホストタウン事業の一環として、ウィーンで活動する「ヘーデンボルグ・トリオ コンサート」を開催した。 <p>(郷土の先人顕彰) : A</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に増刷した近藤篤山顕彰冊子を、市内の各小学校新入生に配布した。 眞鍋嘉一郎特別展を西条郷土博物館で行った。また、郷土史講座「眞鍋嘉一郎を支えた人たち」を西条郷土博物館で開催した。 <p>【今後の課題と取組の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化協会への活動支援 郷土の偉人をまとめたデジタル冊子作成 市民ミュージカル等の演劇文化の醸成と活動支援 子どもの国の展示資料の整理 	A
(2) 文化財の保護と調査活用の推進 文化財の実態調査や資料整備、企画展開催等に努めて周知啓発を図り、その保存活用を推進する。	<p>【取組状況】</p> <p>(保存と活用) : A</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財包蔵地において民間開発行為に伴う試掘調査並びに「池の内遺跡」、「宮ノ後遺跡」の本調査を行い、埋蔵文化財の状況把握に努めた。 公共事業(国営、県営及び市営圃場整備事業等)に伴い、試掘調査並びに「紫宸殿遺跡」、「道場遺跡」、「松ノ丁遺跡」の本調査を実施した。 平成27年度に策定した「史跡永納山城跡保存整備基本計画」及び平成30年度に作成した「史跡永納山城跡保存整備基本設計」に基づき、史跡南西部・南東部の実施設計を作成した。また、現地では樹木伐採等の環境整備を実施した。 	A

社会教育

	<ul style="list-style-type: none">・ 国指定重要文化財「興隆寺本堂」の防災設備保守点検事業に補助金を交付し、維持管理を支援した。・ 県指定名勝「西山」災害復旧事業に補助金を交付し、事業の支援を行った。・ 市指定史跡「劈巖透水路」維持管理事業に補助金を交付し、事業の支援を行った。・ 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択された石鎚黒茶の製造技術調査事業に着手、製造工程の記録、関係者への聞き取り、文献調査等を実施した。・ 市内指定天然記念物の維持管理（肥培等委託）を実施した。・ 巨樹名木保全事業を活用し、県指定天然記念物「フジ（観音堂のフジ）」の維持管理を支援した。・ 旧西条勤労福祉会館に移動させた考古資料について、新たに台帳作成を行い、収蔵状況の把握に努めた。 <p>(市民の文化財保護意識の向上) : B</p> <ul style="list-style-type: none">・ 1月26日の文化財防火デーに合わせ、文化財所有管理施設において消防設備の立入検査や消防訓練を実施した。・ 文化財説明板の設置を行い、文化財の周知に努めた。・ 各社会教育施設における企画展や講座を開催した。・ カブトガニフェスティバル、幼生放流、産業文化フェスティバルなど、各種行事やイベントを通して、カブトガニ保護に関する周知・啓発を行った。・ 市民に市之川鉱山の魅力を発信するために、引き続き市庁舎ロビーへ展示コーナーを設置した。 <p>【今後の課題と取組の方針】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 永納山城跡保存整備基本計画に基づく整備の推進・ 国営、県営圃場整備事業ほか、各種開発行為に伴う埋蔵文化財発掘調査に対応できる調査体制の確立・ 四国遍路の世界遺産登録に向けた県との連携・ 市之川鉱山資料室の情報発信・ 石鎚黒茶製造技術調査事業の継続	
--	--	--

人権・同和教育

重点目標1 学習機会の拡充と啓発活動の推進

基本施策	取組状況等	評価
(1) 市民総ぐるみの人権・同和教育研修会等の推進 研修会等の積極的な開催や、啓発活動の推進を図るとともに、その内容の充実に努める。	<p>【取組状況】 (市民意識調査の結果を踏まえた積極的な学習機会の提供) : A</p> <ul style="list-style-type: none"> 「差別をなくする強調月間」関連事業として、「差別をなくする市民の集い」を、中高生による人権意識を高めるための文朗読と大阪市立大学元教授 上杉聰先生による「いま学びなおす新しい部落史～歴史を通して差別の解消を展望する～」と題しての講演会を開催（790名）するとともに、全職員が啓発用ワッペンを着用することにより、人権啓発に努めることができた。また、市人権・同和教育研究大会（307名）を開催し、日頃の活動を実践報告するとともに効果的な人権・同和教育のあり方について協議することができた。 「人権問題に関する市民意識調査」は、現状と課題を明らかにし、今後の人権施策推進の基礎資料とする目的で5年毎に実施しており、報告書の作成を行った。 自治会・PTA・婦人会等各種団体に対し、各種講座・研究大会への参加を呼びかけ啓発を行った。市民大学人権・同和教育講座は5回開催し、1,312名の参加があった。人権・同和教育リーダー養成講座は5回開催し、435名の参加があり、講座をとおして、部落問題をはじめ様々な人権問題について学習し、指導者としての力量を高めることができた。 カウンセリング基礎講座（4回・148名）、心のサポートーー養成座（4回・68名）を開催し、人権問題への助言者を育成することができた。 平成28年12月に「部落差別解消推進法」が施行されたことを受け、部落問題基礎講座（3回・231名）を実施し、部落差別解消の具現化に向けた取組を実施した。 行政・企業・事業所に対して企業・事業所における人権・同和教育研修会を西条公共職業安定所と共に2回開催し、96名の参加を得た。また伊予西条税務署、四国電力火力本部西条発電所において出前講座を開講した。 就学前教育関係者を対象にした研修会を開催し、132名の参加があった。また各種講座や研究大会への積極的な参加を呼びかけ、就学前における人権・同和教育の充実を図った。 愛媛県人権対策協議会西条支部と教育委員会、東予教育事務所による公民館訪問（15館・212名）をとおして、意見交換を行い、地域に根付いた効果的な人権・同和教育を推進した。 公民館人権・同和教育活性化事業は、氷見、加茂、庄内、丹原公民館の4館で取り組んだ。また、小地域懇談会や各種団体対象の学習会を開催し、新しい学習機会の創出に取り組み、小地域懇談会では、ビデオ学習や小グループによる討議などを行い、地域の課題に即した学習を行うことができた（142会場・3,375名）。 愛媛県人権教育協議会機関紙「えひめ人権・同和教育」を購入し、各種団体、関係機関に広く配布するとともに、各種講座や小地域懇談会等で人権啓発ビデオを利用するなど、各種資料、視聴覚教材の積極的活用を行った。 三重県で開催された全国人権・同和教育研究大会（42名）や徳島市で開催された四国地区人権教育研究大会（67名）、愛媛 	A

人権・同和教育

	<p>県人権・同和教育研究大会（154人）等に多数の参加を得た。東予地区人権・同和教育研究協議会（140名）は、西条市を会場に開催し、当日までに学習を重ね、東予地区内市町からの参加者を得て、熱心な研究協議が行われた。</p> <p>（人権意識の高揚を図るための効果的な啓発活動の推進）：B</p> <ul style="list-style-type: none">市広報誌へ人権・同和教育シリーズを3ヶ月に1回掲載するとともに、ホームページや公民館便りに啓発チラシや事業経過等を掲載し、情報提供に努めた。毎月10日を人権を考える日と定め、市内公共施設にのぼり旗を設置するとともに、人権のチラシを作成・配布し、広く啓発に努めた。各種講座や研修を開催する時に、「身元調査おことわり運動」のステッカーを配布するなど、差別を許さない地域づくりを推進した。 <p>【今後の課題と取組の方針】</p> <ul style="list-style-type: none">人権問題に関する市民意識調査の結果を市民に情報発信するとともに、結果を反映した講師の選定や講演内容の充実、事業内容の見直し市民意識調査の結果を踏まえ、人権文化のまちづくり基本計画の見直し及び条例内容の検討講座等の参加者の固定化がみられるので、多くの市民の関心を高め、より魅力的な研修内容の工夫及び課題の検討平成28年12月に施行された「部落差別解消推進法」の具現化に向けた更なる取り組み	
--	---	--

人権・同和教育

重点目標2 推進体制の充実

基本施策	取組状況等	評価
(1) 西条市人権教育協議会等との連携強化 西条市人権教育協議会や関係団体との連携を更に深め、地域と一体となった人権・同和教育を推進する。	<p>【取組状況】 (西条市人権教育協議会活動の推進) : A</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業部会対象の人権・同和教育研修会を開催するとともに、企業内研修会への講師派遣、人権を考える日のチラシ等の送付を行うなど、企業における人権・同和教育の推進に取り組んだ。 学校教育部会における夏季研修会は、「みんながつくる、みんなの学校～ふつうって何?～」という演題のもと、元大阪市立大空小学校長 木村泰子先生による講演会を開催（169名）した。また、愛媛県人権教育協議会西条支部の行う学校訪問に随行し意見を述べるなど、これらにより、学校教育における研修の充実に努めることができた。 西条市人権教育協議会と協働することにより、地域・企業・学校・行政が連携し、地域に根付いた教育・啓発活動を行った。 子ども会活動に補助金を出し、活動の活性化を図るとともに、交流学習発表会（67名）を開催することで参加者相互の研修・交流を図った。 <p>(愛媛県人権対策協議会西条支部、東予地域人権啓発活動ネットワーク協議会、西条公共職業安定所等関係団体との連携による研修機会の確保及び推進) : B</p> <ul style="list-style-type: none"> 愛媛県人権対策協議会西条支部主催の先進地研修や研究大会に参加するなどし、研修機会の確保に努めた。 東予地域人権啓発活動ネットワーク協議会との連携により、人権の花運動（石根小学校実施、丹原高校協力）や、「差別をなくする市民の集い」を開催することができた。 <p>【今後の課題と取組の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業・事業所向け研修の充実と参加企業の増加 愛媛県人権対策協議会西条支部との連携による社会教育における人権・同和教育の更なる推進 	B
(2) 人権文化のまちづくり庁内推進計画の実践 人権文化のまちづくり基本計画に基づき、人権課題解決に向けた全庁的な取組を推進する。	<p>【取組状況】 (全庁的な取組による計画の実践) : A</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権文化のまちづくり庁内推進計画に基づき、市役所各課が推進計画を策定し、人権問題の啓発や人権施策の推進に努めた。 市役所全職員を対象とした人権・同和教育研修会において、部落問題をテーマとして取り上げ、人権意識の向上に努めた。 愛媛県人権教育協議会の「部落差別解消推進法」推進委員会に委員として参加し、具現化に対する行政が取り組むべき事項の協議に参加するとともに、市職員・行政職員に対する意識調査を実施した。 <p>【今後の課題と取組の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市職員・教職員に対する意識調査の内容検討とそれを踏まえた人権文化のまちづくり庁内推進計画の見直し 	A

外部評価委員の意見、評価

学校教育

- ・子ども一人一人を理解するための研修と取組が確実に推進されている。
- ・人権・同和教育は、あらゆる教育活動に優先して取組むものと考える。今後は、L G B T やいじめ問題、特別支援教育と並行して、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や誹謗中傷が発生しないように、また発生後の適切な対応が必要と考える。
- ・コミュニティ・スクールについては、学校、公民館、家庭、地域が学ぶ機会を多く取り、できるだけ早い時期に導入を進めてほしい。
- ・新型コロナウイルス感染症対応での遠隔授業の準備を、タブレットなどのハード及び、研修などのソフトの両面で進めてほしい。
- ・豊かな心の育成には、自然、文化、異年齢層との交流が有効と考える。また、地域後継者育成の観点から、地域産業の実態を掴むことも必要であり、地元の専門高校として、連携した教育に協力させていただきたい。
- ・I C T の活用においては、地元高校と連携し同じソフトを活用などすれば、より円滑な学びの効果が期待できるので、今後情報交換や共同研究が推進されると良い。
- ・防災教育は、他部署と連携を図り、防災倉庫等のハード面整備と並行して実施すべきと考える。
- ・災害は地震、津波の他にも台風、大雨、池・川の氾濫など多様であるので、地形や地域の立地（川、海、山など）に応じて学習していくことが大切である。
- ・教員の業務改善について、教員が病気になると人的余裕もない為、他の教員にすべての負担がかかる状況にある。健康が大切であるという教員への研修も重要であろう。
- ・新型コロナウイルス感染症対策で縮小された業務を、終息後にすべて元に戻すのではなく、取捨選択する方向性を示すことが必要であろう。
- ・教員の負担軽減については、保護者教育の必要性を感じる。P T A としても引き続きできる限り協力させていただきたい。先生方の仕事への取組については頭が下がる。ただ、個々の先生によっては温度差を感じることもある。

社会教育

- ・重点目標 1 の地域づくり・人づくり・つながりづくりを目指した社会教育の推進については、「これから地域づくりに向けた公民館のあり方基本指針」の策定が遅れていることから、前年のAからBに評価を変更しているが、他の取組は目標を達成していると考える。
- ・学校・家庭・地域・公民館の子どもの教育や、地域づくりの強い連携が必要であり、地域の中心となる公民館や自治会の研修が必要と考える。
- ・「放課後子ども教室」「地域未来塾」「土曜教育」を十数年前から継続実施していることは、大変すばらしく有難く思う。これがベースとなれば、地域づくり、子どもたちの健全育成に繋がり、ひいては教員の負担軽減にもなり得る。
- ・コミュニティ・スクールの設置に向けては、学校教育と社会教育の両輪で進めていただきたい。
- ・社会教育課にはP T A 活動でご支援をいただいており、有難く思っている。コミュニティ・スクールについて、大変良い取組だと思うので、P T A でもできる限り協力させていただきたい。
- ・地域がまとまるには、自治会加入促進に繋がる「防災」などのテーマで、心の豊かさを持って助け合うことを、実習を通じて身体で覚えることが重要と考える。
- ・放課後の子育てのための人材確保が急務と考える。
- ・石鎚黒茶の研究に共同で取組んでいる。今後とも文化の継承・発展に地元高校として努めてまいりたい。

人権・同和教育

- ・新型コロナウイルス感染症対策で人権・同和講座の受講者数制限がある中、オンライン配信した講座があったと聞いた。今後の啓発方法の一つであると感じる。
- ・重点目標 2 の西条市人権教育協議会等との連携強化についての評価が前年度AからBに、人権文化のまちづくり庁内推進計画の実践についての評価がBからAに変更となっているが、市職員・行政職員への人権意識の向上が着実に高まるなど、推進体制の充実が図られている。

7 資料

(1) 教育委員会開催状況

平成 31 年 1 月 1 日～令和元年 12 月 31 日

定例会	臨時会	計
12 回	2 回	14 回

(2) 議案処理状況

平成 31 年 1 月 1 日～令和元年 12 月 31 日

原案議決	修正議決	保留	計
29 件	0 件	0 件	29 件

(3) 学校訪問等活動状況

平成 31 年 4 月 8 日 小学校入学式

9 日 中学校入学式

17 日 西条市教員総会

26 日 平成 31 年度四国都市教育長連絡協議会総会

令和 元年 5 月 7 日 学校訪問（壬生川小学校）

8 日 学校訪問（田滝小学校、東予西中学校）

13 日 学校訪問（小松中学校、丹原東中学校）

16 日 学校訪問（庄内小学校）

令和元年度愛媛県市町教育委員会連合会理事会

20 日 令和元年度東予教育事務所管内教育長会

22 日 全国都市教育長協議会総会：富山大会（～24日）

27 日 学校訪問（河北中学校）

28 日 学校訪問（東予東中学校）

29 日 学校訪問（西条南中学校）

30 日 令和元年度市町教育委員会教育長会議

31 日 学校訪問（西条小学校、西条西中学校）

6 月 18 日 学校訪問（西条東中学校）

19 日 学校訪問（玉津小学校）

20 日 学校訪問（飯岡小学校、氷見小学校）

24 日 学校訪問（神押小学校、周布小学校）

25 日 学校訪問（大町小学校、石根小学校）

27 日 学校訪問（国安小学校）

7 月 1 日 学校訪問（小松小学校、徳田小学校）

3日 学校訪問（橋小学校、丹原西中学校）
5日 学校訪問（多賀小学校）
8日 学校訪問（三芳小学校、吉井小学校）
9日 学校訪問（西条北中学校、神戸小学校）
10日 学校訪問（丹原小学校、楠河小学校）
11日 学校訪問（中川小学校、田野小学校）
12日 学校訪問（吉岡小学校）
中学生海外派遣団結団式
18日 令和元年度愛媛県市町教育委員会連合会定期総会
20日 西条市青少年健全育成市民大会
29日 中学生海外派遣（～8月8日）
30日 第1回子ども防災サミット

8月21日 第1回総合教育会議
26日 西条市いじめSTOP小・中学生会議
28日 外部評価委員会（教育委員会事務の点検・評価）
中学生海外派遣団報告会

10月 5日 西条市立浦山小学校閉校式
31日 研修の船作文等表彰式

11月 1日 令和元年度市民表彰式
3日 少年消防クラブ発表大会
6日 I C Tを活用したスマートスクール実証事業研究大会
19日 四国地区市町村教育委員会協議会
26日 第2回西条市総合教育会議

令和 2年1月 6日 西条市新年市民祝賀会
11日 西条市子ども凧あげ大会
12日 令和2年西条市成人式
19日 第15回西条市公民館フェスティバル
26日 令和元年度第15回西条市PTA大会

2月 1日 西条市人権・同和教育研究大会
8日 西条市子ども会育成会交流学習発表会
18日 第3回総合教育会議

3月 17日 市立中学校卒業証書授与式
24日 市立小学校卒業証書授与式

(4) 教育財政状況

令和元年度 西条市一般会計歳出決算

(単位：千円)

款	令和元年度		平成30年度		備考
	決算額	比率	決算額	比率	
1 議会費	321,960	0.6%	329,058	0.7%	
2 総務費	7,642,720	14.2%	6,581,171	13.5%	
3 民生費	17,791,304	33.1%	16,986,097	34.8%	
4 衛生費	5,967,889	11.1%	2,883,202	5.9%	
5 労働費	214,326	0.4%	214,369	0.4%	
6 農林水産業費	1,631,769	3.0%	1,650,338	3.4%	
7 商工費	2,006,029	3.7%	2,004,617	4.1%	
8 土木費	6,372,187	11.8%	7,007,591	14.4%	
9 消防費	1,559,896	2.9%	1,558,298	3.2%	
10 教育費	6,099,752	11.3%	5,216,697	10.7%	
11 災害復旧費	173,668	0.3%	334,941	0.7%	
12 公債費	4,071,163	7.6%	4,060,478	8.3%	
歳出合計	53,852,663	100.0%	48,826,857	100.0%	

令和元年度 西条市教育費歳出決算内訳

(単位：千円)

項	令和元年度		平成30年度		備考
	決算額	比率	決算額	比率	
1 教育総務費	334,858	5.5%	358,745	6.9%	
2 小学校費	1,782,056	29.2%	691,630	13.3%	
3 中学校費	1,366,408	22.4%	1,229,864	23.6%	
4 幼稚園費	431,795	7.1%	261,662	5.0%	
5 社会教育費	1,208,555	19.8%	1,553,726	29.8%	
6 保健体育費	976,080	16.0%	1,121,070	21.5%	
歳出合計	6,099,752	100.0%	5,216,697	100.0%	

(5) 関係法令

◆ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

（中 略）

(5) 次条の規定による点検及び評価に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

- ◆ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について
(通知) (抜粋)

(26 文科初第 490 号 平成 26 年 7 月 17 日 文部科学初等教育局長通知)

1 改正法の概要

(4) 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会から委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないこととしたこと。 (法第25条第3項)

2 留意事項

今回の改正においては、新「教育長」が教育行政に大きな権限と責任を有することとなることを踏まえ、教育委員会の委員による教育長のチェック機能を強化するとともに、住民に対して開かれた教育行政を推進する観点から、会議の透明化を図ることとしている。

(5) 自己点検・評価の活用

教育委員会が、効果的な教育行政の推進を図り、地域住民への説明責任を果たす観点から、平成20年度より、教育委員会は、毎年、自らの活動状況の点検及び評価を行うことが法律上の義務とされていることから (法第26条) 、実施していない地方公共団体においては、速やかに実施する必要があること。

また、すでに実施している地方公共団体においては、点検及び評価の客觀性を確保する観点から、法律において、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされている趣旨に鑑み、学識経験者として、保護者や地域住民の意見も聴くこととするなど、更なる改善を図ることも考えられること。